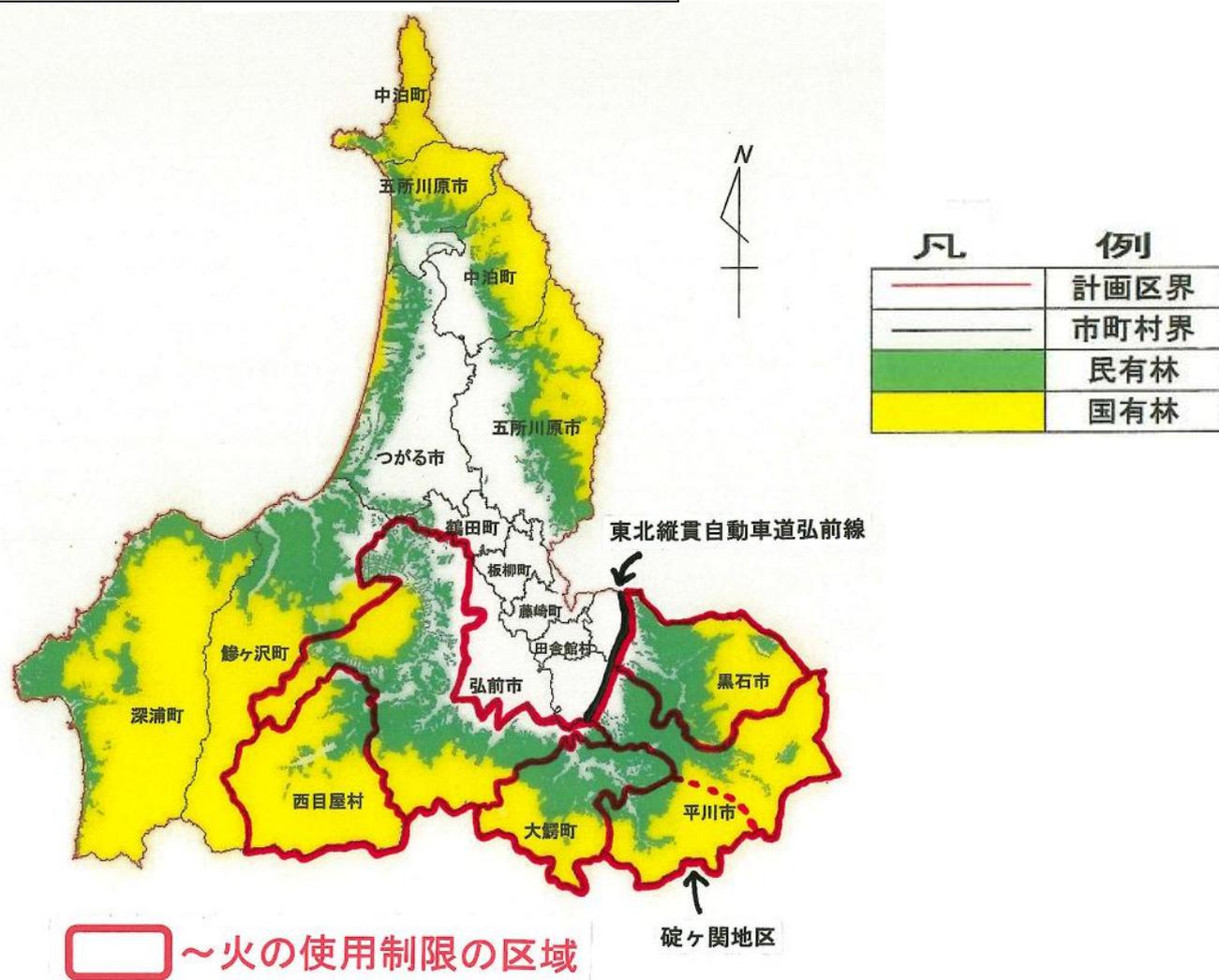


火の使用制限の対象となる区域は、次のとおりです。



引用元 青森県農林水産部林政課 津軽地域森林計画（令和3年度樹立）を一部加工し掲載

- (1) 弘前市 民有林及び国有林（以下「森林」という。）及び森林を有する区域又は森林に近接している区域のうち、次の表に掲げる区域とする。

対象区域（大字名）	
小沢、坂元、悪戸、下湯口、湯口、松木平、小栗山、大和沢、一野渡、高野、館後国吉、黒土、吉川、桜庭、平山、米ヶ袋、中野、中畑、番館、細越、折笠、中別所弥生、薬師堂、高杉、鬼沢、貝沢、大森、十面沢、十腰内、小友、三和、笹館石川、小金崎、小金崎一丁目、大沢、乳井、如来瀬、兼平、八幡、愛宕、五代宮地、新岡、葛原、新法師、高岡、百沢、常盤野、沢田、大助、藍内、相馬、藤沢坂市、紙漉沢、水木在家、五所、黒滝、昂	

- (2) 黒石市 森林及び東北縦貫自動車道弘前線の東側の区域
- (3) 平川市（碓ヶ関地区を除く。） 森林及び東北縦貫自動車道弘前線の東側の区域
- (4) 平川市（碓ヶ関地区に限る。） 全域
- (5) 大鰐町 全域
- (6) 西目屋村 全域